

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

大項目	小項目	事業番号	施策の方向	担当課等	令和元年度目標	令和元年度実施状況	達成度	令和2年度目標と取組について	
1	生活支援の充実	情報提供・相談支援体制の充実	1	多様な手段による情報提供の充実	福祉課	障がい者の生活に関わる様々な情報を市民の誰もが手軽に入手することができるよう、市広報紙や市ホームページ等を活用し、情報提供を図った。	市ホームページや広報を活用し、市民が手軽に情報を入手できるようにしている。適切な時期に必要な情報を提供することで、効果的な情報提供を図った。	A	障がい者の生活に関わる様々な情報を市民の誰もが手軽に入手することができるよう、市広報紙や市ホームページ等を活用し、情報提供を図る。
			2	相談支援体制の充実	福祉課	適正に対象者の障がい特性をアセスメントしてサービス提供が行えるよう、ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。	4/16(35人参加)「H30年度報酬改定の再確認」「相談支援事業所の変更時の取扱い」「介護保険対象者への案内について」『自立生活援助』について 10/3(64人参加)研修(障がい児者を取り巻く災害対策について)九州大学病院 医療連携センターより講師派遣 11/28(61人参加)障がい児通所支援事業所(放課後等デイサービス)と障がい者通所支援事業所(就労移行支援・就労継続支援・生活介護・生活訓練等)との情報共有	A	適正に対象者の障がい特性をアセスメントしてサービス提供が行えるよう、ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。
			3	障がい者ケアマネジメント体制の拡充	福祉課	ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。 障がい者のライフステージに応じた支援が提供できるよう、18歳(児童福祉法→障害者総合支援法)、65歳(障害者総合支援法→介護保険法)などの年齢到達時に、制度間の移行がスムーズに行えるように関係機関と連携を密にする。	4/16(35人参加)「H30年度報酬改定の再確認」「相談支援事業所の変更時の取扱い」「介護保険対象者への案内について」『自立生活援助』について 10/3(64人参加)研修(障がい児者を取り巻く災害対策について) 11/28(61人参加)障がい児通所支援事業所(放課後等デイサービス)と障がい者通所支援事業所(就労移行支援・就労継続支援・生活介護・生活訓練等)との情報共有 12/25・1/7介護保険課主催の地域ケア会議に出席し、ケアマネジャー対象に介護保険制度への移行の際の基本的な考え方、法律の優先順位、新高額制度、計画への位置づけ方等について説明したほか、事例検討会議に出席した	A	ネットワーク会議を開催し、各相談支援事業所等との連携強化を図る。また、研修会等を開催し、支援体制の充実を図る。 障がい者のライフステージに応じた支援が提供できるよう、18歳(児童福祉法→障害者総合支援法)、65歳(障害者総合支援法→介護保険法)などの年齢到達時に、制度間の移行がスムーズに行えるように関係機関と連携を密にする。
			4	自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	福祉課	自立支援協議会全体会を中心に、各部会を通して、障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を行うとともに、関係機関等との連携強化を図る。	自立支援協議会全体会を1回(5/24)開催した。また、各部会に関しても積極的に開催し、各関係機関等と連携強化を図った。	A	自立支援協議会全体会を中心に、各部会を通して、障がい者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を行うとともに、関係機関等との連携強化を図る。
2	障がい福祉サービスの充実	5	介護給付及び自立訓練体制の充実	福祉課	事業所の指定や定員増の申請について、計画に位置付けられている事業量見込みに基づき、引き続き適正に判断し県知事に対して意見書を提出する。	5/8 ジョブラボ ジェイツー 就労継続支援B型 2/18 ゆりジョブ 就労継続支援B型 3/9 はまゆうワークセンター宗像 就労継続支援B型 上記3事業所に対し、障がい福祉サービス等の事業所指定に関する意見書を提出した。	A	事業所の指定や定員増の申請について、計画に位置付けられている事業量見込みに基づき、引き続き適正に判断し県知事に対して意見書を提出する。	
		6	短期入所(ショートステイ)・日中一時支援の提供体制の充実	福祉課	在宅で障がい者・障がい児を介護している家族が急病等で一時的に対応できない時や一時的な休息のために安心して利用できるよう、必要なサービス量の確保と利用促進を図る。	サービスが必要な障がい者・障がい児に適切にサービス支給決定を行った。今年度決定者数：短期入所142人、日中一時支援事業88人(3月末時点)	A	在宅で障がい者・障がい児を介護している家族が急病等で一時的に対応できない時や一時的な休息のために安心して利用できるよう、必要なサービス量の確保と利用促進を図る。	
		7	外出支援等の充実	福祉課	障がい者の社会参加を積極的に進めるため、移動支援の充実を図るとともに、福祉タクシー料金の助成を継続する。また、制度の周知に努める。	移動支援事業や福祉タクシー券の交付など適切な支援を行った。移動支援決定者49人(3月末時点)	A	障がい者の社会参加を積極的に進めるため、移動支援の充実を図るとともに、福祉タクシー料金の助成を継続する。また、制度の周知に努める。	
		8	入所・入院から地域生活への移行に対応した支援体制の充実	福祉課	社会福祉協議会が行っているライフサポート事業などを活用し、地域移行を支える仕組みを充実させる。 地域移行の進捗に合わせて、グループホームなど居住の場の提供支援を行うほか、自立生活援助事業の利用促進を行う。	必要に応じて、適切なサービスの支給決定やライフサポート事業等を活用し地域移行に関する支援を行った。また、居住の場の提供支援や自立生活援助事業の利用促進を行った。	A	社会福祉協議会が行っているライフサポート事業などを活用し、地域移行を支える仕組みを充実させる。 地域移行の進捗に合わせて、グループホームなど居住の場の提供支援を行うほか、自立生活援助事業の利用促進を行う。	
		9	視覚・聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援	福祉課	手話通訳者の派遣事業や日常生活用具給付等事業の情報・意思疎通支援用具を給付することでコミュニケーション支援を行う。	必要に応じて各事業の給付決定等を行った。今年度利用者数：手話通訳者等派遣事業70人(述べ人数)、日常生活用具給付事業(情報・意思疎通支援用具)42件(3月末時点)	A	手話通訳者の派遣事業や日常生活用具給付等事業の情報・意思疎通支援用具を給付することでコミュニケーション支援を行う。	

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

大項目	小項目	事業番号	施策の方向	担当課等	令和元年度目標	令和元年度実施状況	達成度	令和2年度目標と取組について
3	地域福祉の推進	10	地域に根ざした福祉活動の促進	社会福祉協議会	国の施策や宗像市、社会福祉協議会の諸計画に沿って、地域に根ざした福祉活動を促進する。	地域の「福祉会」や各福祉団体との連携、学校での福祉教育などを通じて、地域に根ざした福祉活動を実施した。	A	国の施策や宗像市、社会福祉協議会の諸計画に沿って、地域に根ざした福祉活動を促進する。
				コミュニティ協議推進課	地域福祉の推進に寄与する活動を行う団体を、人づくりでまちづくり事業補助金により支援する。必要に応じて行政テーマ型事業の募集について担当課と検討を行う。	地域福祉の推進に寄与する活動に対して補助金を交付し、事業費の一部を支援することができた。	A	人づくりでまちづくり事業補助金により地域福祉の推進に寄与する活動に対して支援を行う。必要に応じて行政テーマ型事業の募集について担当課と検討を行う。
		11	ボランティア活動の促進	社会福祉協議会	広報紙やホームページ、ポラセンだよりなどを活用した啓発活動を行うほか、各講座やVネットを活用し、市内におけるボランティア活動の促進を図ります。	ボランティア養成講座や「V-net（ブイネット）」を活用し、ボランティアの養成や調整業務を実施した。また、広報誌やSNSなどを活用したボランティア活動に関する啓発を実施した。	A	各講座やV-netを活用し、市内におけるボランティア活動の促進を図るほか、広報誌やSNS、ポラセンだよりなどを活用した啓発活動を行う。
				福祉課	市広報紙や市ホームページ等を活用し、障がい者に関連するイベント情報を紹介するほか、障がい者がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保する。	市ホームページや広報を活用し、障がい者スポーツのイベントへの参加を呼び掛けた。また、美術作品の展示については、12月の障害者週間に合わせ、宗像ユリックスにて、作品を展示した。	A	市広報紙や市ホームページ等を活用し、障がい者に関連するイベント情報を紹介するほか、障がい者がスポーツ・文化芸術に触れる機会を確保する。
		12	スポーツ・文化芸術活動の促進	文化スポーツ課	市内小学校の特別支援学級、障がい者施設等を対象にした文化芸術ワークショップ等の取り組みを実施する。小中学校や福祉施設を訪問し、障がい者対象のスポーツ講座を実施し障がい者スポーツの啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>宗像ユリックスによる出前コンサートを、げんきっこらぶほっぴ及び緑ヶ丘学園にて実施した。</li> <li>市内の障がい者施設に障がい者スポーツ指導員の資格を保有する指導員を派遣し、障がい者及び施設職員を対象とした体操教室を行った。（3施設に派遣、計4回実施）</li> <li>市内中学校にてパラバドミントン選手による競技体験講座を実施した。（日の里中、自由ヶ丘中、玄海中にて実施）</li> </ul>	B	市内小学校の特別支援学級、障がい者施設等を対象にした文化芸術ワークショップ等の取り組みを実施する。また、小中学校や福祉施設を訪問し、障がい者対象のスポーツ講座を実施し障がい者スポーツの啓発を行う。
				防災企画課	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで災害知識の啓発に努める。	組織長会議にて、防災事業の情報提供を実施。併せて、自主防災組織を対象とした「防災研修」を実施。	A	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで、災害知識の啓発に努める。
4	防災対策の推進	13	平時からの備えと災害の基礎知識の啓発・広報	防災企画課	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで災害知識の啓発に努める。	組織長会議にて、防災事業の情報提供を実施。併せて、自主防災組織を対象とした「防災研修」を実施。	A	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで、災害知識の啓発に努める。
		14	避難行動要支援者名簿の整備と関係機関との連携	防災企画課	避難行動要支援者の避難計画について、自治会や行政の役割分担を精査し、要支援者の避難行動の対応に努める。	毎年、7月～8月に各コミュニティの自治会長会にて避難行動要支援者名簿の活用事例を紹介。	B	避難行動要支援者の避難計画について、自治会や行政の役割分担を精査し、要支援者の避難行動計画策定を進めていく。
		15	あらゆる情報伝達手段の確保・充実	防災企画課	引き続き広報紙、市公式ホームページを通じて、防災に関する情報や気象情報等を提供する。	梅雨時期前、台風時期前に広報紙による防災啓発を実施。また防災ホームページや防災マップの配布により防災情報の開設や避難所情報等を発信した。	A	広報紙、市公式ホームページを通じて、防災に関する情報や気象情報等を提供する。併せて、緊急情報伝達システムやNET119への登録推進を行う。
		16	自助・共助・公助が一体となった連携体制	防災企画課	昨年の7月豪雨を基に、具体的な災害を想定した訓練等を実施し、地域や関係機関との連携に努める。	水害対応訓練（6月）、総合防災訓練（9月）を実施し、関係機関との連携に努めた。	A	広報紙や自主防災組織長会議等を通じて、防災対策情報の提供を行うことで自助・共助の活動推進に繋げる。併せて、地域と行政が更なる連携を進めることで自助・共助・公助が一体となった体制の構築に繋げる。
		17	避難所の整備推進	防災企画課	引き続き自主防災組織に対して、避難所運営マニュアルの啓発を行う。加えて、病院に対して福祉避難所の開設に関しての協定を締結する。	避難所運営マニュアルを使って、各コミュニティに防災啓発事業を実施。また、自主防災組織に対してルックルック講座にて啓発活動を展開。加えて、病院との協定を締結を実施。	A	自主防災組織に対して、避難所運営マニュアルの啓発を継続して行う。加えて、福祉避難所の開設に関しての協定締結を増やしていく。

大項目	小項目	事業番号	施策の方向	担当課等	令和元年度目標	令和元年度実施状況	達成度	令和2年度目標と取組について
2	雇用・就業の促進	18	事業主等への啓発・広報	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	障がい者の就労セミナー等への参画を促し、障害者雇用への理解と対応についての啓発を行う。雇用率未達成企業を対象に講演を実施する。近隣の中小企業へ訪問する。	宗像市商工会を訪問し、障がい者雇用の現状と商工会会員の運営する事業所の実態について確認し合った。その際に、次年度の取り組みに関する話し合いを行い、まずは今年度開催する各種セミナーへの参加を呼びかけ、参加していただいた。雇用率未達成企業に対する講演を行った。	A	障がい者の就労セミナー等への参画を促し、障害者雇用への理解と対応についての啓発を行う。雇用率未達成企業を対象に講演を実施する。宗像市商工会との連携を強化し、会員に向けた新しい施策を協議する。
		19	就労移行支援や就労継続支援の利用促進	福祉課	適正にサービス提供が行われているかの確認のために、基幹型支援センターと連携しアセスメント・計画・担当者会議報告書・モニタリング報告書の確認を行う。	基幹型支援センターと連携し、適正な障がい福祉サービスの提供を行った。就労系サービスの利用により、障がい者の就労を促進できるよう努めた。	A	適正にサービス提供が行われているかの確認のために、基幹型支援センターと連携しアセスメント・計画・担当者会議報告書・モニタリング報告書の確認を行う。
		20	就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	就労部会を開催し、各就労系サービス事業所や関係機関との関係を強固なものとし、就労支援体制の充実を図る。また、情報交換を行いながら、就労への支援を計画し進めていく。	会議の回数を増やして就労部会の開催を行うことができ、概ね好評であった。最後の総まとめと次年度開催に関する会議の回については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができなかった。	A	就労部会を開催し、各就労系サービス事業所や関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る。積極的に情報交換を行いながら、計画的に就労支援を進めていく。
				人事課	市役所の職場において、知的障がい者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるチャレンジ雇用を継続する。	市役所の職場において、障がい者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるチャレンジ雇用を実施した。	A	市役所の職場において、知的障がい者を1年以内の期間を単位として短期雇用し、1年から3年の業務の経験を踏まえて一般企業への就職の実現をはかるチャレンジ雇用を継続する。
		21	就労定着支援の充実	福祉課 障害者就業・生活支援センターはまゆう	就労定着支援事業に関して、各関係機関等と連携し情報共有を図る。利用者本人・家族・企業からの聞き取りを充実させる。電話や来所による相談を行い、企業へは対象者の状況によって頻度を変えて訪問する。	就労定着支援事業に関して、各関係機関等との情報共有を円滑に図ることができた。利用者ご本人、ご家族、企業等からの聞き取りを充分に行い、状態に即した頻度による企業訪問を実践することができた。	A	就労定着支援事業に関して、各関係機関と連携し情報共有を図る。利用者本人・家族・企業からの聞き取りを充実させる。電話や来所による相談を行い、企業へは対象者の状況によって頻度を変えて訪問する。
		22	障がい者就労施設等への支援	福祉課	障がい者就労施設等の工賃向上のため、庁内及び関係各所において障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組み、あわせて「宗像まごころ市」の出店を支援する。	障がい者の工賃を増やすため、優先調達方針をもとに、物品等の発注拡大に取り組んだ。また「宗像まごころ市」としてレガネット東郷への定期出店を実現。知名度の向上をはたした。	A	障がい者就労施設等の工賃向上のため、庁内及び関係各所において障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組み、あわせて「宗像まごころ市」の出店を支援する。
3	生活環境の整備	23	公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	施設整備課	道路等の整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。	市道東郷・曲線の歩道整備を実施した。	A	道路等の整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。
				維持管理課	道路等の整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。	道路・公園の維持補修時には段差解消等のバリアフリー化に努めた。	B	道路等の補修・整備事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。
				建築課	公共建築工事関連事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。	公共用トイレ新築工事でバリアフリー化を実施した。	A	公共建築工事関連事業においては、適宜バリアフリー化を検討・実施する。
		24	福祉のまちづくりのための啓発活動の充実	福祉課	福祉のまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすい街づくりであることの啓発に努める。また、障がいのない人の無理解やマナー違反による社会生活上のバリアがなくなるように啓発に努める。	障がい者が不当な差別や扱いを受けないことを規定した障害者差別解消法を市広報等で紹介し、啓発に努めた。	A	福祉のまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすい街づくりであることの啓発に努める。また、障がいのない人の無理解やマナー違反による社会生活上のバリアがなくなるように啓発に努める。

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

大項目	小項目	事業番号	施策の方向	担当課等	令和元年度目標	令和元年度実施状況	達成度	令和2年度目標と取組について
		25	「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進	福祉課	「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知、利用の促進を図り、障がい者が安心かつ安全に駐車場を利用できるよう支援する。	啓発チラシを窓口にて紹介したり、障がい者すこやかガイドブック等を活用するなどし、制度の周知を図った。	A	「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知、利用の促進を図り、障がい者が安心かつ安全に駐車場を利用できるよう支援する。
	便2 性公 の共 向交 上通 機関 の利	26	利用しやすい公共交通体系の構築	交通対策課	公共交通体系の維持に努めながら、適宜関係事業者へ交通環境の改善にむけた働きかけを行っていくとともに、市長会等を通じて交通環境の改善要望・申入れを行っていく。	公共交通体系を維持するため、路線バスを運行する運行事業者に働きかけを行ったが、収支の悪化に加え、乗務員不足により、令和2年10月に路線バス（直方～鞍手～宗像線）が廃止となることが決定し、その代替策を検討した。また、路線バスの運行事業者に対して、バリアフリー車両の積極的な導入を要望した。	B	公共交通体系の維持に努めながら、関係事業者へ交通環境の改善にむけた働きかけを行っていくとともに、路線廃止に伴う代替策を検討する。また、路線バスの運行事業者に対して、バリアフリー車両の積極的な導入を要望していく。
27		ふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上	交通対策課	路線等改定の基になる地域要望の集約を各コミュニティ地区に働きかけるとともに、利用者からの意見を対象地区に伝えていく。	利用者からの意見等があった場合は、適宜その対象地区へ意見内容を伝えた。	A	路線等改定の基になる地域要望の集約を各コミュニティ地区に働きかけるとともに、利用者からの意見を対象地区に伝えていく。	
4		障がい者理解の促進と権利擁護の推進	1	市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実	福祉課	国・県などの啓発パンフレット、市広報紙やホームページ等を利用し、障がい者への理解の促進を図る。	市広報のほか、国や県が作製した啓発パンフレット等を窓口を設置し、障がい者への理解促進を図った。	A
社会福祉協議会	社協だよりやSNS、障害者生活支援センターが発行する情報紙「すまいる」を通じて、障がい福祉に関する情報提供や啓発を図る。				社協だよりや「すまいる」、SNSを活用して、障がい福祉に関するサービスや社会資源、ピア事業、障害者自立支援協議会の会議報告などの情報提供や啓発を行った。	A	社協だよりやSNS、障害者生活支援センターが発行する情報紙「すまいる」を通じて、障がい福祉に関する情報提供や啓発を図る。	
29	「障害者週間」等の周知		福祉課	「障害者週間（12月3日～9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」に関して、市広報紙やホームページ等を通じて周知に努める。	市広報のほか、国や県が作製した啓発パンフレット等を窓口を設置した。また、街頭啓発を行い障がい者への理解促進を図った。	A	「障害者週間（12月3日～9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」に関して、市広報紙やホームページ等を通じて周知に努める。	
30	学校教育における人権教育・福祉教育の充実		教育政策課	道徳の授業において、児童生徒の様々な人権に関する理解を深める。また、教員に対して、道徳的価値の自覚を深める授業づくりや道徳教育を推進していくための資質向上を図る研修を行う。	道徳の授業において、様々な人権に関する題材を活用することで、児童生徒の人権に関する理解を深めることができた。また、教員に対しては、「特別の教科 道徳」の授業づくりや評価についての理解を深めるとともに、道徳教育推進教員を対象とした道徳教育推進研修会を行い、校内で道徳教育を推進していくための資質向上を図った。	A	道徳科の学習指導等を中心に教育活動全体で道徳教育を推進し、児童生徒の道徳的価値についての新たな気づきや理解の質の向上を図る。また、各種研修等とおして、教職員の資質向上を図り、人権教育・福祉教育を推進する。	
			社会福祉協議会	第3次福祉教育推進計画に基づき、学校における福祉教育を推進する。	学校における福祉教育を122回、延べ3,126人の児童・生徒に実施した。	A	第3次福祉教育推進計画に基づき、学校における福祉教育を推進する。	
31	障がい者就労施設等の製品の展示・販売等の実施	福祉課	「宗像まごころ市」の定期開催や新規出店イベントの開拓、市役所内福祉売店「ハートループ」で製品の販売を行い障がいへの理解を深める。	令和元年度宗像まごころ市出店実績 ・4月15日：トヨタスプリングフェスタ ・7月26日：人権講演会 ・10月1日～10月9日：495まつり ・10月26日：なます親子のグリーンマルシェ ・11月23日：むなかた環境フェスタ ・12月2日：人権週間街頭啓発 ・2月8日：就労セミナー ・隔週火曜日：リガネット東郷販売 ※リガネット出店は、20回計画し、13回の実施。 上記の他、市役所内福祉売店「ハートループ」にてまごころ製品を販売し、障がいへの理解を図った。	A	「宗像まごころ市」の継続実施を通じて、地域の中で障がいに対するさらなる理解を深めるため、啓発・広報や新規出店イベントの開拓など、より充実した取組を実施する。		
32	障がい者差別解消の推進	福祉課	障がい者差別事案が発生した際には、基幹型支援センターと連携し、事実確認を行い、必要に応じて障害者差別解消推進会議や権利擁護部会を開催する。	1/9（42人参加）・1/16（44人参加）宗像力向上研修にて、係長級職員を対象に、県の障がい者差別解消専門相談員講師派遣により、障がい者差別解消をテーマに研修会を実施した。実際の事例をもとにGWを行った。 2/6（11名参加）差別解消法推進会議開催 会議の趣旨説明、関係各課の取り組み状況についての報告、あらゆる差別を解消する条例について情報共有を行った。	A	障がい者差別事案が発生した際には、基幹型支援センターと連携し、事実確認を行い、必要に応じて障害者差別解消推進会議や権利擁護部会を開催する。今後毎年一回は会議開催し、庁舎内横断的に情報共有を図り、差別事例に対する対応を行う		

第5期宗像市障がい福祉計画・第1期宗像市障がい児福祉計画

大項目	小項目	事業番号	施策の方向	担当課等	令和元年度目標	令和元年度実施状況	達成度	令和2年度目標と取組について
	2 権利擁護の推進	33	障がい者への虐待防止	福祉課・社会福祉協議会	虐待防止研修会を開催するとともに、障がい者虐待事案が発生した際には、障害者虐待防止センターと連携し、事実確認を行い、再発を防止する。また、障害者虐待防止法と宗像市障害者虐待防止センターの周知・啓発に努める。県主催の研修会等を活用し、虐待防止センター職員の資質の向上を図る。	市内の障害福祉事業所を対象とした虐待防止研修会を実施、51人が参加した。県主催の研修に職員が参加し、資質の向上を図った。また、障がい者虐待事案の発生に関し、虐待防止センターと連携し、適切に対応した（通報：3件、事実確認：5件、虐待判断：0件、相談等：2件）。	A	虐待防止研修会を開催するとともに、障がい者虐待事案が発生した際には、障害者虐待防止センターと連携し、事実確認を行い、再発を防止する。また、障害者虐待防止法と宗像市障害者虐待防止センターの周知・啓発に努める。県主催の研修会等を活用し、虐待防止センター職員の資質の向上を図る。
		34	障がい者の権利擁護の充実	福祉課 社会福祉協議会	自立支援協議会権利擁護部会を開催し、障害者の差別解消や権利擁護に取り組む。成年後見制度利用促進について検討する。  社会福祉協議会が行う法人後見事業の適切な運営を行うとともに、成年後見制度利用促進に向けた取り組みについても検討を行い、市全体の権利擁護支援の充実を図る。	1/24権利擁護部会開催（8名参加）権利擁護部会の役割・相談の流れ確認 障害者差別解消法に関する取り組み推進経緯について宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例について事例紹介「精神障害を持つ障害者の家族からの経済虐待について、支援者のかかわりについて」  法人後見事業の利用促進を図ったが、当該年度の利用申請はなかった。日常生活自立支援事業（ライフサポート事業）との連携を図り、権利擁護支援の充実を図った。	A A	自立支援協議会権利擁護部会を開催し、障がい者の差別解消や権利擁護に取り組む。成年後見制度利用促進について検討する。  社会福祉協議会が行う法人後見事業の適切な運営を行うとともに、成年後見制度利用促進に向けた取組についても検討を行い、市全体の権利擁護支援の充実を図る。
5 障がい児支援の充実	1 障がい児の相談支援及び発達支援の充実	35	児童発達支援の充実	福祉課 子ども支援課	自立支援協議会の生活部会(児童関係)を活用し、研修や事業所間の情報交換等を行うことにより、提供するサービスの質の向上・充実を図る。  発達に支援が必要な児童とその保護者が、地域で安心して生活できるよう関係機関と連携した支援を行う。	生活部会は全体で9回（児童関係：6回）開催した。各課題の共有や提供するサービスの質の向上・充実を図った。  発達に支援が必要な児童とその保護者に対する相談支援を、保育・教育・福祉・医療等関係機関と連携して行った。 ・相談件数：2,561件	A A	自立支援協議会の生活部会(児童関係)を活用し、提供するサービスの質の向上・充実を図る。  発達に支援が必要な児童とその保護者が、地域で安心して生活できるよう関係機関と連携した相談支援を行う。
		36	乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	子ども家庭課	母子手帳の交付、妊婦健康診査、乳児全戸訪問、乳幼児健診（4か月、7か月、1歳6か月、3歳）健診や相談事業、育児教室などを通して、関係機関と連携を図りながら支援が必要な子どもを早期に把握し支援する。	乳幼児健診や育児教室等を通して、子ども支援課発達支援室等と連携を図りながら、支援が必要な子どもを早期に把握し、支援を行った。	A	各種母子保健事業を通して、関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもへの早期支援が行えるようにする。
		37	療育・教育相談・就学支援に関する広報の充実	子ども支援課 教育政策課	市内保育施設、小中学校等関係機関との連携、広報やホームページ等を活用した広報を行う  保育所、幼稚園、認定こども園を通して、就学時の健康診断の周知を図り、適正な就学を図る。また、就学前児の保護者を対象とした巡回教育相談等の広報を行う。	市HPやパンフレット等で子どもの発達支援の取り組みを紹介した。発達に関する市民啓発講演会を12月14日に開催し、70人ほどの参加があった。「講師：土井 玲子 テーマ「個性を活かして豊かに生きる」  保育所、幼稚園、認定こども園に対して、就学時の健康診断の周知を行い、就学前児が適正に就学できるよう支援を行った。就学前児の保護者を対象とした巡回教育相談等について、園長会での周知や市HPでの広報を行った。	A A	市内保育施設、小中学校等関係機関との連携、広報やホームページ等を活用した広報を行う  保育所、幼稚園、認定こども園を通して、就学時の健康診断の周知を図り、適正な就学を図る。また、就学前児の保護者を対象とした巡回教育相談等の広報を行う。
		38	個々の特性とライフステージに応じた療育支援等の実践	子ども支援課	就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う	就学前の子どもを対象に、のぞみ園で個別・小集団の療育と保護者支援を行った。（利用登録数：172人）	A	就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う
		39	医療的ケアを必要とする障がい児に対する支援の充実	福祉課	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが必要な支援を受けられるよう、国、県や医療機関等関係機関との連携・情報共有を図りながら支援体制の強化に努める。	8月、市と災害時要配慮者等福祉避難所（医療型福祉避難所）の協定を結んでいる3病院と具体的な情報連携体制について打合せし、情報提供同意書をサービス提供事業所に配布依頼し、13人の届け出があった。 10/3（64人参加）研修（障がい児童を取り巻く災害対策について）九州大学病院 医療連携センターより講師派遣。医療的ケアを必要とする障がい児者の災害時の対応について研修し、GWにてそれぞれの担当している事例についての課題について話し合った。	A	医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが必要な支援を受けられるよう、国、県や医療機関等関係機関との連携・情報共有を図りながら支援体制の強化に努める。

大項目	小項目	事業番号	施策の方向	担当課等	令和元年度目標	令和元年度実施状況	達成度	令和2年度目標と取組について
2	障がい児の教育支援の充実	40	放課後等デイサービスの充実	福祉課	放課後等デイサービス事業の適切なサービス提供体制を確保するとともに、子どもの発達過程や障がい種別・障がい特性に対応したサービス内容と質の充実を図る。	必要に応じて、適切なサービスの支給決定を行った。また、放課後等デイサービス連携会議を通して、関係事業所と連携を図り、サービス内容と質の充実を図った。放課後等デイサービス決定者数：287人（3月末時点）	A	必要に応じて、適切に放課後等デイサービスの支給決定を行う。会議等を通して関係事業所との連携強化と的確な情報提供を行う。
		41	教育支援体制の充実	教育政策課	就学に関する悩みや不安を持つ保護者を対象に、本人にとって最適な学習の場を総合的に判断する教育支援委員会を開催する。	年間14回の教育支援委員会（就学相談）を実施し、201件の就学相談において、児童生徒にとって最適な学習の場を総合的に判断した。	A	就学に関する悩みや不安を持つ保護者を対象に教育支援委員会を開催し、児童生徒が最適な学習の場に就学するための支援を行う。
		42	個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践	教育政策課	インクルーシブ教育システムを構築するために、各校が校内委員会を設置し、毎月定例会を行って、こまめな情報交換を行うよう努める。	インクルーシブ教育システムを構築するために、各校で特別支援校内委員会を設置し、定期的かつ、状況に応じて開催した。その際、校内で児童生徒の情報交換をこまめに行うと共に、関係機関との情報共有につなげた。	A	校内委員会でこまめな情報交換を行い、関係機関と連携して、児童生徒の状況に応じた切れ目のない支援を行う。
				子ども支援課	就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う	就学前の子どもを対象に、のぞみ園で個別・小集団の療育と保護者支援を行った。（利用登録数：172人）	A	就学前の児童を対象に、療育施設「のぞみ園」で個々の課題に応じた療育を行う
		43	教職員の資質の向上と支援体制の充実	教育政策課	特別支援教育コーディネーター連絡会及び通級指導教室担当者連絡会等を通じて、外部機関との連携や各学校・学園で計画している研修等に関する協議や情報交換を行う。	特別支援教育コーディネーター連絡会及び通級指導教室担当者連絡会等において、担当者による協議や情報交換を行うことで、担当者の役割について自覚と理解を深めるとともに、特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図った。	A	研修会の実施や特別支援教育アドバイザーの派遣により、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実と教職員の資質向上を図る。
44	教育環境の整備	教育政策課	特別支援教育における情報化を推進するため、特別支援学級でのタブレット端末を計画的に導入する。	特別支援教育における情報化を推進するため、特別支援学級で活用するタブレット端末151台を購入した。（平成27年度から5年間で順次購入）	A	特別支援教育における教育の情報化を推進するため、ICT環境を整備する。		
		学校管理課	必要に応じて、可能な範囲で施設整備を行う。	児童生徒の状況に応じて、必要な施設や設備の整備・改修を行った。	A	児童生徒の状況に応じて、必要な施設や設備の整備・改修を行う。		

内 容	区分
十分達成している	90%以上 A
ある程度達成しているが一部課題が残る	70～90%未満 B
達成が不十分であり改善を要する	50～70%未満 C
見直しを要する	50%未満 D
非該当	年度内事業なし E